

(適用範囲)

第1条 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによらし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとしします。

2 当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとしします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者の代表者の氏名、連絡先、利用人数

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条に定める申込みを承諾した時に成立するものとしします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、必要に応じて当宿泊施設が定める申込金を指定する日までにお支払いいただく場合があります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。

(1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。

(2) 満室又は満員により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団に該当する者がいるとき

- (5) 宿泊に関し、威圧的言動を含む暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で当宿泊施設の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他の宿泊客、当施設利用客もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす恐れがあると認められた時。
- (9) 宿泊しようとする者が、危険物、禁制品等、他のお客様に迷惑となる物の持込み又は使用する恐れがあると認められたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 宿泊客が前項の規定により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、次に掲げる違約金を申し受けます。

- (1) 宿泊日の当日に解除及び連絡なく利用されない場合、宿泊料金の 100%
- (2) 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊料金の 80%
- (3) 宿泊日の2日前から7日前に解除した場合、宿泊料金の 30%

(当宿泊施設の契約解除権)

第6条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又はそれらの行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者があるとき
- (3) 宿泊に関し、威圧的言動含む暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- (6) 宿泊客が泥酔者等で当宿泊施設の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他の宿泊者もしくは当宿泊施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊客が危険物、禁制品等、他のお客様に迷惑となる物の持込み又は使用しようとする恐れがあると認められたとき。

(8) 宿泊施設内は禁煙であることを遵守せず違反した場合その他火災を引き起こす恐れがあると認められたとき。

(9) この約款又は別に定める当宿泊施設の利用規則に違反したとき。

2 前項の規定により宿泊契約を解除したときは、既に支払われた宿泊料金等は返還いたしません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の代表者氏名、住所、利用人数

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（確認のため、旅券又は在留カードの写しを保存させていただきます）

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、同一の客室に連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、連続して宿泊する場合には、滞在期間において客室の移動がある場合は、客室移動日の午前10時から午後3時までには客室を利用することができません。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当宿泊施設が定めた利用規則及び注意事項を遵守してください。

(営業時間)

第10条 当宿泊施設及び各施設等の営業時間は、各所の掲示にてご案内します。

(当宿泊施設の責任)

第11条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当宿泊施設は、宿泊客が客室でインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたことによって生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による損害については一切の責任を負いかねます。また、システム障害や技術的問題によりご利用いただけなかった場合及び通信の中断によって生じた損害についても一切の責任を負いかねます。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金は、室料、その他利用料金、消費税の合計額です。

- 2 前項の宿泊料金の支払いは、日本円又は当宿泊施設が認めた宿泊券、クレジットカード及びこれに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際にフロントにおいて行っていただきます。ただし、チェックイン後に施設利用料等による料金が発生した場合は、チェックアウトまでの間に精算していただきます。
- 3 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(寄託物等の取扱い)

第 13 条 宿泊客からの寄託物、預かり品等は、原則としてお預けになれません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設に連絡があり、これを了解したときに限り保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインの際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて 7 日間当施設にて保管するものといたします。その間に所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。また、飲食物や雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては即日処分とさせていただきます。

(駐車場の責任)

第 15 条 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、当宿泊施設は駐車場をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。また、駐車中の車の事故(破損、盗難等)について当施設は一切その責めを負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。

- 2 宿泊施設の駐車場に駐車できる車両は 3 台までとし、4 台目以上は温泉施設前の駐車場をご利用いただきます。その場合も責任に関しては前項に規定するとおりとします。なお、大型トラックやトレーラーの駐車は禁止します。

(宿泊客の責任)

第 16 条 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(管轄及び準拠法)

第 17 条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当宿泊施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

利用規則

宿泊施設の公共性とお客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第6条第9号の規定に基づき、次のとおり利用規則を定めておりますのでお守りいただきますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない時は、宿泊約款第6条の規定により宿泊契約を解除し、また、故意の過失により当施設に損害を与えた場合は、同第16条の規定により損害賠償を請求する事がございます。

<火災予防上お守りいただきたい事項>

1. 暖房用若しくは炊事用などの機械器具及び電化製品などは、宿泊施設備品以外のものを使用せず、また、持込まないでください。
2. 宿泊施設内は全室禁煙です。
3. 宿泊施設内では花火、線香、ローソク等火災の原因となるような物品を使用しないでください。

<保安上及び利用上のお守りいただきたい事項>

1. 宿泊施設から出られるとき、及び、在室中や特に就寝時には、玄関及び窓の施錠をご確認ください。
2. 来訪者があったときは、不用意に開扉なさないで下さい。場合によっては警察に通報してください。
3. 来訪客と宿泊施設内での面会はできません。必ずフロントへ申し出て頂き許可を得てから宿泊施設以外の場所をご利用下さい。
4. 宿泊利用しない者が宿泊施設を利用する場合（食事だけの参加など）は宿泊者とみなし、宿泊料金の対象者となります。

<駐車場・WiFi・カーサイト区画（キャンプ）>

1. 宿泊施設前の駐車場は3台まで無料で駐車できますが、当宿泊施設では車両の管理責任まで負うものではありませんので、事故等についてはお客様の責任において対応をお願いします。
2. 芝生や路上、特に宿泊施設前の通路を挟み設置しているキャンプサイトなど指定された駐車場以外への駐車は一切しないでください。台数が多い場合は、温泉施設前の駐車場をご利用ください。
3. WiFi 設備は、宿泊施設用にはございません。ただし、キャンプ用サービス設備として WiFi 設備を設置しており、電波が届く場所では使用できるところがございます。

<バーベキューや花火等について>

1. 打ち上げ花火や音の出る花火はできません。手持ち花火のみ可とし、宿泊施設前のアスファルト箇所でのみ行って下さい。
2. 宿泊施設内の備品を屋外で使用することはできません。テーブルやイスなどは宿泊客において別途ご用意していただくか、当宿泊施設が用意する有料のレンタル品をご利用ください。
3. バーベキューや花火等は午後9時までとし、以降はお静かにお過ごしください。また、時間を問わず、大声で騒いだり他のお客様に迷惑がかかるような行動はおやめください。
4. 火の始末についてはお客様の責任において、確実におこなってください。

<その他注意事項>

1. 宿泊施設内に他のお客さまの迷惑になるようなものを持ち込まないでください。
 - (イ)盲導犬や介助犬を除き、犬、猫、小鳥、その他の動物ペット類全般。（車中泊も不可）
 - (ロ)発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のあるもの
 - (ハ)悪臭を発するもの
 - (ニ)許可証のない鉄砲、刀剣類
 - (ホ)著しく多量な物品
 - (ヘ)音響機器や楽器などを持ち込み演奏する事、また大きな音が出るもの
 - (ト)その他法令で所持を禁じられているもの
2. 宿泊施設内で、賭博、風紀及び治安を乱すような行為、高声、放歌、楽器演奏行為など、他のお客様に迷惑や嫌悪感を与えるような行為はしないでください。
3. 刺青、タトゥーのある方は本館大浴場の利用はできません。また、敷地内の諸施設内外を問わず、他のお客様に嫌悪感を与えるような肌の露出はしないでください。
4. 宿泊登録者以外の客室のご使用は堅くお断りいたします。そのような行為が認められた場合は超過料金をお支払いいただくほか、悪質な場合は警察に介入を求めるため通報致します。
5. 宿泊施設及び敷地内での営業行為、又は事務所などを宿泊以外の目的に使用しないでください。
6. 宿泊施設及び敷地内で広告、宣伝物を配布、貼付したり、物品の販売等をしないでください。
7. 宿泊施設及び敷地内の諸施設、備品を所定の場所又は用途以外での利用、若しくは現状を著しく変更して利用しないでください。
8. 宿泊施設及び敷地内で、許可なく商業目的および他のお客さまに迷惑がかかるような写真撮影などはしないでください。
9. 敷地内での車中泊はしないでください。また、宿泊の有無に関わらず、テント又はタープ等の設営はしないでください。

10. 未成年者のみのご宿泊は、堅くお断りいたします。ただし、チェックインまでに宿泊者全員から保護者の承諾書が提出された場合には、この限りではありません。
11. 不可抗力以外の事由により、建造物、備品、その他宿泊施設の物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただくことがございます。
12. ゴミは原則としてお客様において持ち帰りください。
13. 不意の停電により照明器具など電気を使用する設備の利用ができなくなる場合がありますので、ご了承ください。
14. ホットプレートなどの電気製品の持込による使用はできません。
15. 宿泊施設内でのジギスカン又は焼肉等のご利用できません。